

令和 8年 5月15日

皆様へ

草津白根山警戒対策本部長
草津町長 宮崎 公雄

草津白根山の噴火警戒レベルの変更に伴う規制について（お知らせ）

平素は町行政に対して多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

令和8年5月15日に気象庁から、草津白根山に対する噴火警戒レベルについて、レベル2（火口周辺規制）からレベル1（活火山であることに留意）への引下げが発表されました。

これに伴い、草津白根山における半径1km圏内の規制について、本来であれば500m圏内の規制へと変更となりますが、群馬県との協議の上、積雪状況やガードレール等の設置状況、山頂部の駐車場やトイレ等の整備において、安全管理対策等を行うための時間を要することから、これらの対策をしっかりと行った上で、改めまして草津白根山の噴火警戒レベル1への対応については、お知らせさせていただきますのでよろしくお願いたします。

当面の間、暫定的に下記のとおり対応を取らせていただきます。

関係する方々には、多大なるご迷惑をおかけいたしますが安全確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 規制の内容

- ・国道292号について、殺生ゲートから万座三叉路ゲートまでの間、通行止めを暫定的に継続します。

※各種安全対策が完了しましたら、国道292号の開通の関するご案内を致します。
ご理解とご協力をお願い致します。

問合せ先：草津町役場 愛町部 総務課 電話：0279-88-0001 FAX：0279-88-0002
--